
(仮称) 東大和市新総合計画

東大和市第三次基本構想 令和4年度～令和23年度
東大和市第五次基本計画（素案） 令和4年度～令和13年度

〔東大和市第五次基本計画（素案）は、最終的には、東大和市第三次基本構想とあわせて「総合計画書」となりますので、その形式でお示ししています。〕



第1 (仮称) 東大和市新総合計画の概要

第1節	総合計画の位置付けと構成	4
第2節	総合計画の変遷	6

第2 東大和市第三次基本構想

(掲載省略)

第3 東大和市第五次基本計画 (素案)

<第1編 総論>

第1章	第五次基本計画の概要	8
------------	-------------------	----------

第1節	第五次基本計画の策定の目的	8
第2節	第五次基本計画の構成	8

第2章	第五次基本計画の背景	9
------------	-------------------	----------

第1節	市の位置・地勢	9
第2節	市の沿革	9
第3節	近年における人口・世帯数の推移	10
第4節	将来人口の見通し	12
第5節	財政収支の見通し	13
第6節	当市を取り巻く社会・経済情勢	16

第3章	第四次基本計画の達成状況等	18
------------	----------------------	-----------

第1節	第四次基本計画の構成	18
第2節	主な成果・活動指標	19
第3節	市民意識調査	20

第4章	まちづくりの主要課題	23
------------	-------------------	-----------

<第2編 分野別計画>

第1章	施策の体系	25
------------	--------------	-----------

第2章	重要施策	26
------------	-------------	-----------

第1節	重要施策の内容	26
第2節	「重要施策」と施策との関係	28

第3章 分野別計画の内容

【基本施策1】子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

施策1-1 子育て支援

施策1-2 子どもたちの健全育成

施策1-3 学校教育

【基本施策2】健康であたたかい心のかよいまちづくり

施策2-1 保健、医療

施策2-2 高齢者福祉

施策2-3 障害福祉

施策2-4 社会保障、地域福祉

【基本施策3】安全・安心で利便性が高いまちづくり

施策3-1 防災

施策3-2 防犯

施策3-3 市街地整備、景観、住宅

施策3-4 道路、公共交通

【基本施策4】心豊かに暮らせるまちづくり

施策4-1 人権、男女共同参画、多文化共生

施策4-2 地域コミュニティ

施策4-3 生涯学習

施策4-4 平和、歴史文化

施策4-5 スポーツ、レクリエーション

【基本施策5】環境にやさしいまちづくり

施策5-1 自然環境

施策5-2 廃棄物処理

施策5-3 生活環境、地球環境

【基本施策6】暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

施策6-1 商工業、勤労者支援

施策6-2 都市農業

施策6-3 消費生活

施策6-4 観光、ブランド・プロモーション

※第2編第3章以降の内容は、次回以降に検討していただきますので、今回は添付していません。

<第3編 行財政運営>

第1節 行政改革、情報化、行財政運営全般

第2節 公共施設等マネジメント

第3節 広報・広聴、協働

<第4編 計画の進行管理とSDGs>

第1節 計画を推進するための進行管理

第2節 第五次基本計画とSDGsとの関係

第1 (仮称) 東大和市新総合計画の概要

第1節 総合計画の位置付けと構成

1 総合計画の位置付け

この総合計画は、まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画です。第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画で構成されており、市の最上位計画として位置付けられます。各種の施策や事業は、原則としてこの総合計画に基づき、実施することとなります。

2 総合計画の構成

(1) 第三次基本構想

将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民、事業者及び市が一体となって、望ましい地域社会を築き上げていくための指針としての役割をもつものです。

(2) 第五次基本計画

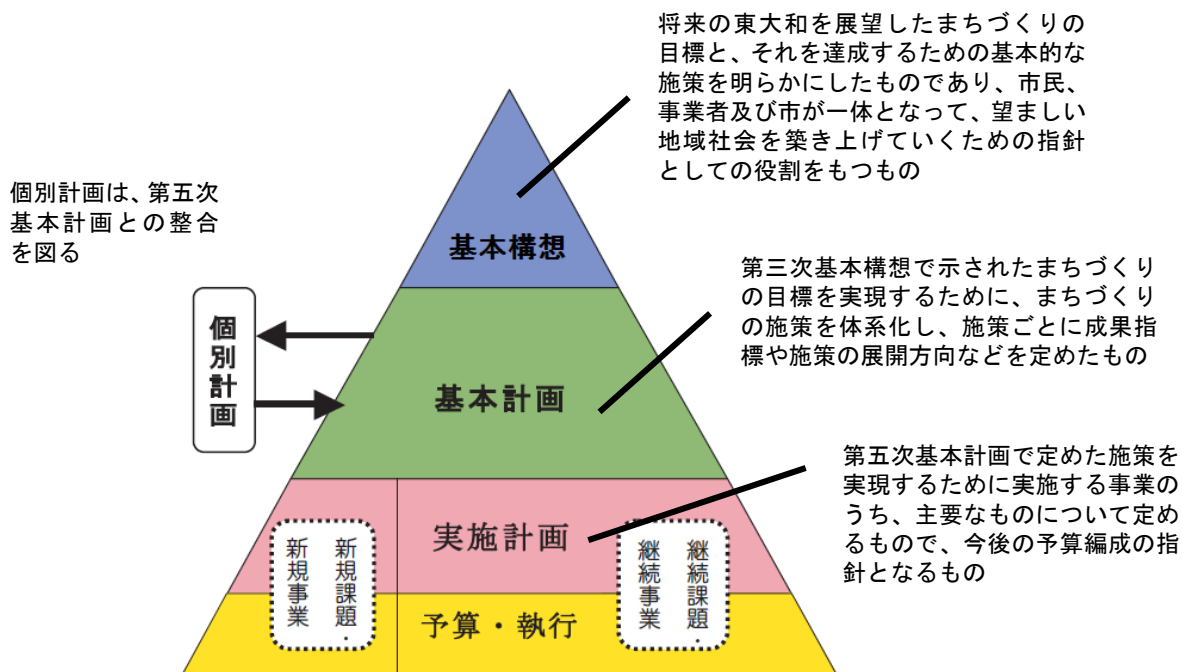
第三次基本構想で示されたまちづくりの目標を実現するために、まちづくりの施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

(3) 実施計画

第五次基本計画で定めた施策を実現するために実施する事業のうち、主要なものについて定めるもので、今後の予算編成の指針となるものです。

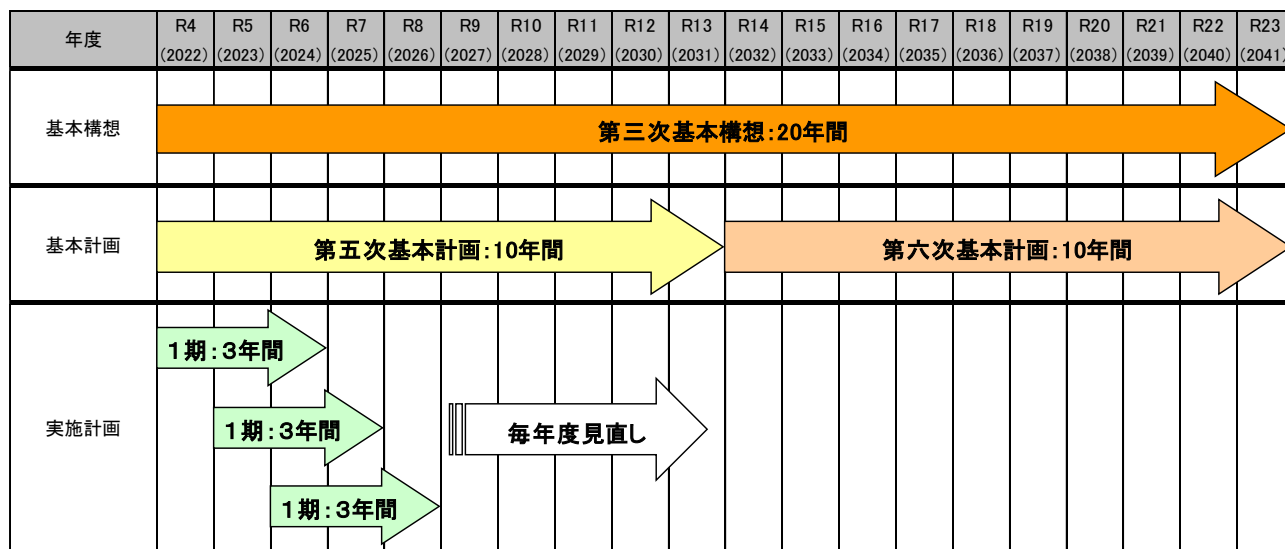
3 個別計画との整合性

各分野別に策定される個別計画は、第五次基本計画との整合を図るものとします。



4 総合計画の期間

この総合計画を構成している第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画の計画期間を図で表すと、以下のとおりとなります。



(1) 第三次基本構想（構想期間：20年間）

令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までの20年間です。

(2) 第五次基本計画（計画期間：10年間）

第三次基本構想の構想期間を前期10年間と後期10年間に分けた上で、令和4年度（2022年度）を初年度とする第五次基本計画の計画期間は、令和13年度（2031年度）までの10年間です。

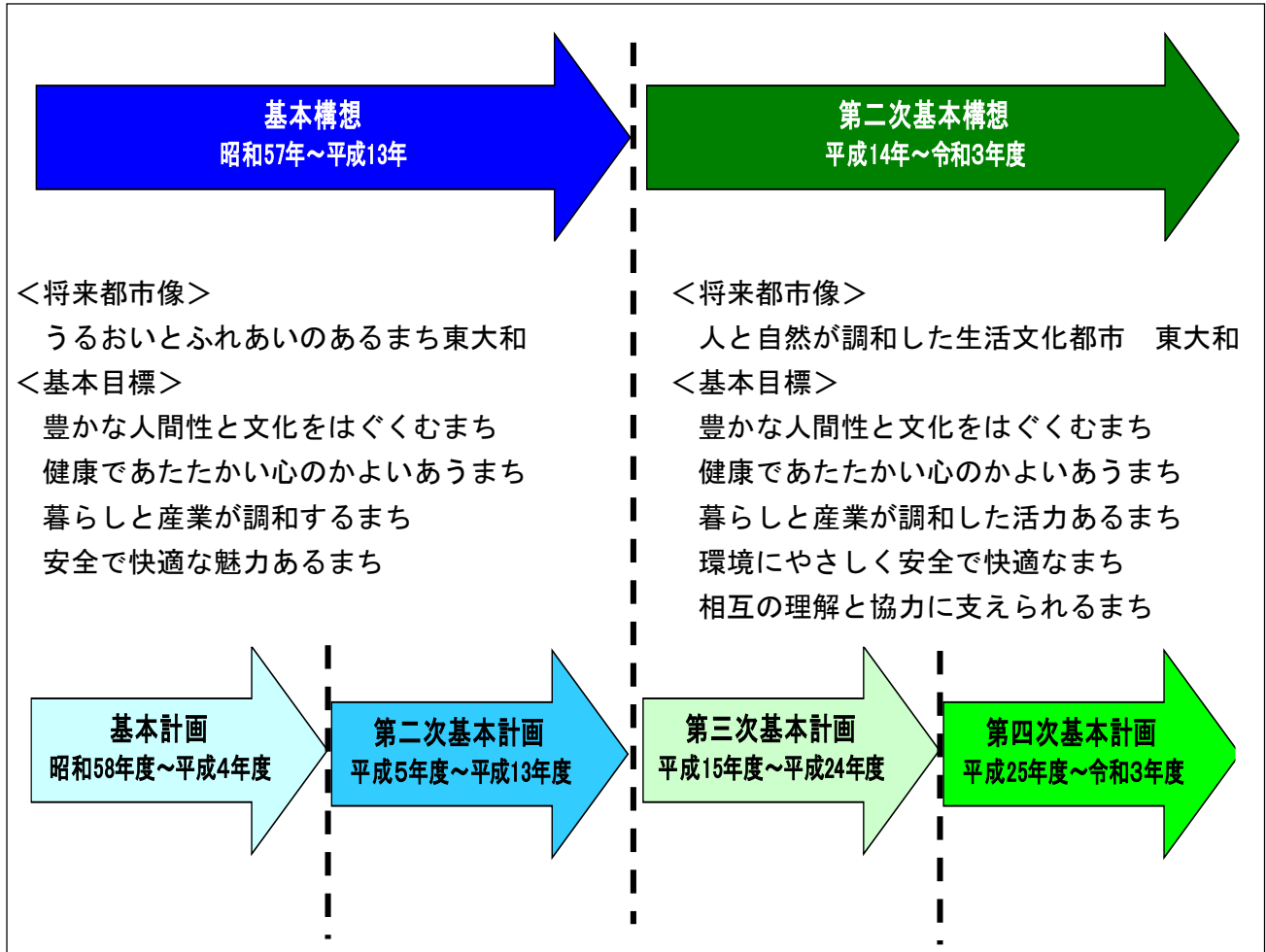
(3) 実施計画（計画期間：3年間）

実施計画の計画期間は、1期3年間としますが、社会・経済情勢や環境の変化に応じて、ローリング方式（環境の変化に応じて、毎年度計画を見直す方式）により毎年度見直しを行います。

第2節 総合計画の変遷

当市では、昭和57年（1982年）に基本構想を策定して以来、2つの基本構想と、4つの計画を策定し、まちづくりを総合的・計画的に進めてきました。

これまでに策定した基本構想と基本計画の構想期間、計画期間は、下図のとおりです。



第2 東大和市第三次基本構想

(掲載省略)

第3 東大和市第五次基本計画（素案）

<第1編 総論>

第1章 第五次基本計画の概要

第1節 第五次基本計画の策定の目的

第五次基本計画は、第三次基本構想で示された「まちづくりの目標」を実現するために、まちづくりの施策を基本目標ごとに体系化し、施策ごとに、成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までのまちづくりを進める上で基本となる計画であり、計画的にまちづくりに取り組むため、策定するものです。

第2節 第五次基本計画の構成

第五次基本計画は、第1編「総論」、第2編「分野別計画」、第3編「行財政運営」、第4編「計画の進行管理とSDGs」で構成されています。

第1編 総論

第五次基本計画の背景となっている、将来人口の見通し、財政収支の見通し、第四次基本計画の達成状況、まちづくりの主要課題などを明らかにしています。

第2編 分野別計画

第三次基本構想で示されている「まちづくりの基本施策」に基づき、各施策の内容を明らかにしています。具体的には、施策ごとに、成果指標や施策の展開方向などを示しています。

第3編 行財政運営

第五次基本計画を推進していくために、行財政運営に関わる基本的な方針を明らかにしています。

第4編 計画の進行管理とSDGs

第五次基本計画の各施策の進捗状況を把握し、計画の進行管理を行うための方法を明らかにするとともに、各施策とSDGsとの関連性を整理しています。

第2章 第五次基本計画の背景

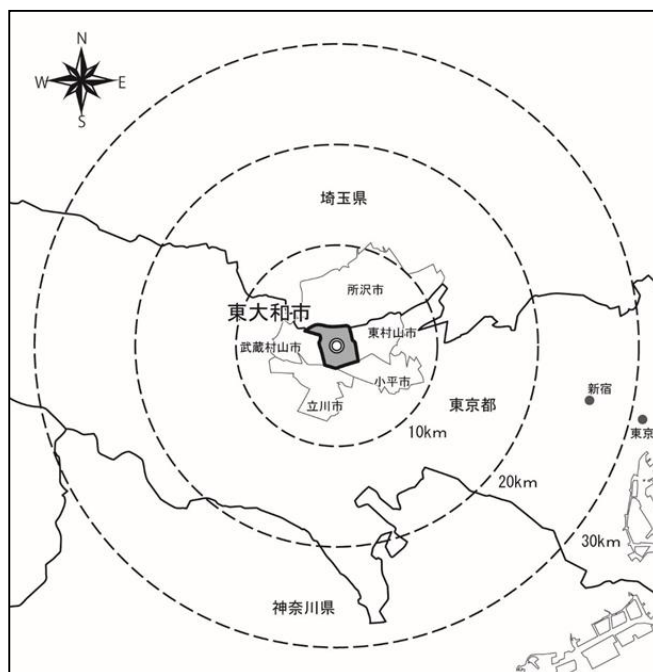
第1節 市の位置・地勢

当市は、東京都心から西方約35kmの1時間通勤圏にあり、北多摩の北部に位置しています。市域は北が所沢市と接する県境となっており、東は東村山市、南は立川市・小平市、西は武蔵村山市に接し、東西5.3km、南北4.3km、面積は13.42km²で、面積は多摩26市の中で17番目の大きさとなっています。

地形は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成されています。このうち、狭山丘陵は、東京都と所沢市にまたがる丘陵地で樹林地に覆われており、また、多摩湖（村山貯水池）を擁するなど、水と緑に恵まれた地域となっています。

市域の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は市の南側を東西に西武鉄道拝島線、東側を西武鉄道多摩湖線、西側を南北に多摩モノレールが通っており、市内には6駅が設置されています。また、幹線道路は、都道5号新宿青梅線を構成する青梅街道・新青梅街道のほか、南北方向に芋窪街道、東西方向に中央通りや桜街道が通っています。

図表 広域的な位置



第2節 市の沿革

明治4年（1871年）、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、後ヶ谷、宅部、清水の7か村が廃藩置県制の実施に伴って神奈川県に編入されました。その後、明治26年（1893年）には、多摩地区の移管に伴って東京府に編入され、大正8年（1919年）に、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、狭山、清水の6か村が合併して、大和村が誕生しました。

昭和2年（1927年）の村山貯水池の完成や、昭和13年（1938年）の東京瓦斯電気工業立川工場（戦闘機のエンジンを生産する工場）の建設によって、村は純農村から都市化の変化を歩み始め、昭和29年（1954年）には町制を施行して大和町が誕生しました。

昭和45年（1970年）10月1日には市制を施行し、その名称を「東京の大和」ということから、「東大和」と改めて現在に至っています。令和2年（2020年）10月1日には、市政施行50周年を迎えました。

市内では、昭和35年（1960年）から昭和47年（1972年）にかけて、都営住宅、公社住宅等が次々と建設され、人口は、昭和35年（1960年）の14,239人から昭和47年（1972年）の51,909人へと約3.6倍に大きく増加しました。

その後も大和基地跡地への桜が丘団地建設、工場跡地・民間企業施設跡地へのマンション建設、平成10年（1998年）の多摩モノレールの開通に伴う宅地開発の進展等により、人口は堅調な増加を続けてきましたが、近年は減少傾向に転じています。

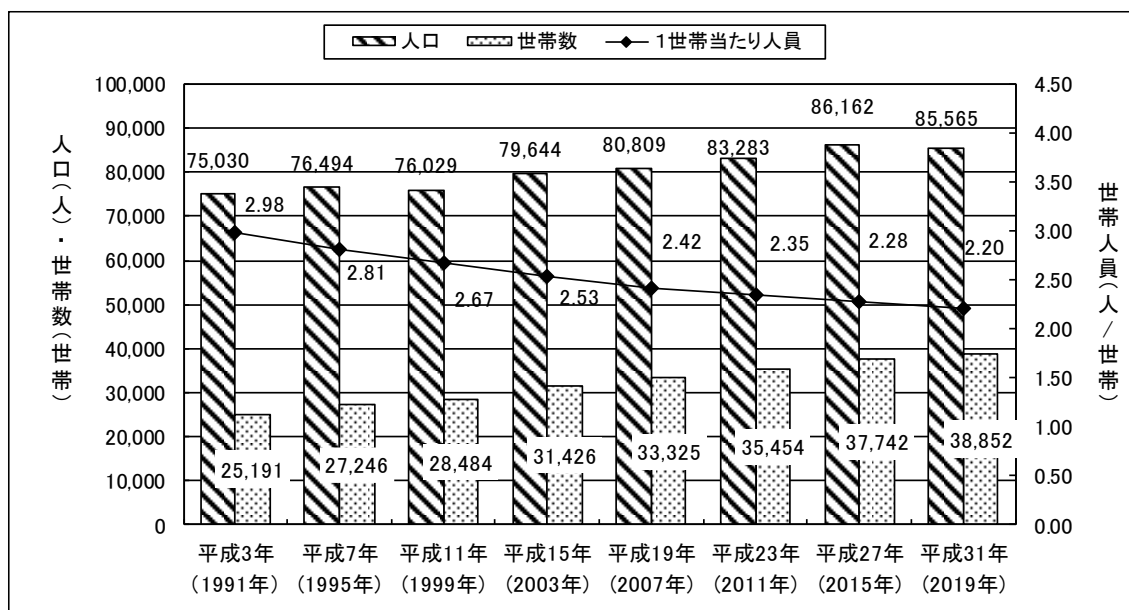
第3節 近年における人口・世帯数の推移

平成31年（2019年）1月1日現在の人口は、8万5,565人であり、平成3年（1991年）1月1日人口の7万5,030人と比べて、約14%（1万535人）増加しています。

平成3年（1991年）以降の人口推移を4年ごとにみると、平成11年（1999年）から平成15年（2003年）にかけては、多摩モノレールの開通による沿線へのマンションの建設等により、4%以上の高い伸び率となりましたが、平成27年（2015年）の8万6,162人をピークに減少に転じています。

世帯数は、人口を上回るペースで増え続けており、平成31年（2019年）には、3万8,852世帯となりました。平成3年（1991年）の25,191世帯と比べて、約54%（13,661世帯）増加しています。1世帯当たり人員は、平成3年（1991年）の2.98人から、平成31年（2019年）の2.20人に減少しており、世帯の小人数化が進行しています。

図表 人口・世帯数の推移（各年1月1日時点）

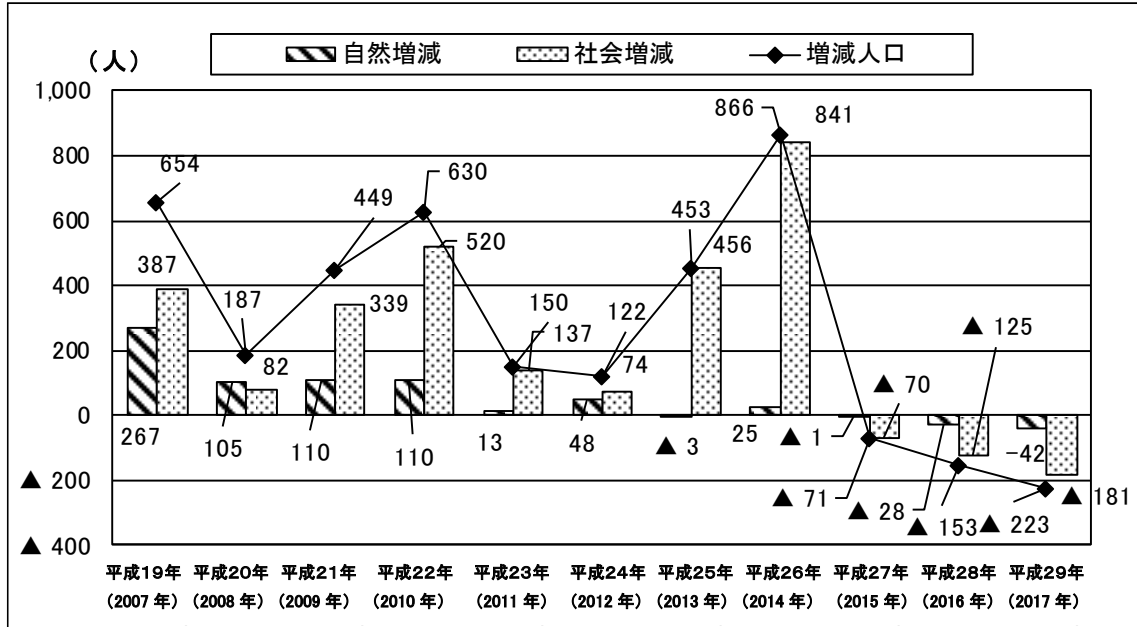


(注) 平成27年以降は、外国人を含む。

出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

平成19年（2007年）以降の人口動態をみると、自然増減は平成27年（2015年）を境に出生者数が死亡者数を下回るマイナス傾向が続いています。一方、社会増減についても、平成26年（2014年）までは、マンション建設等を背景に転入超過となっていました。平成27年（2015年）以降は、転入者数の減少と転出者数の増加によって転出超過に転じています。

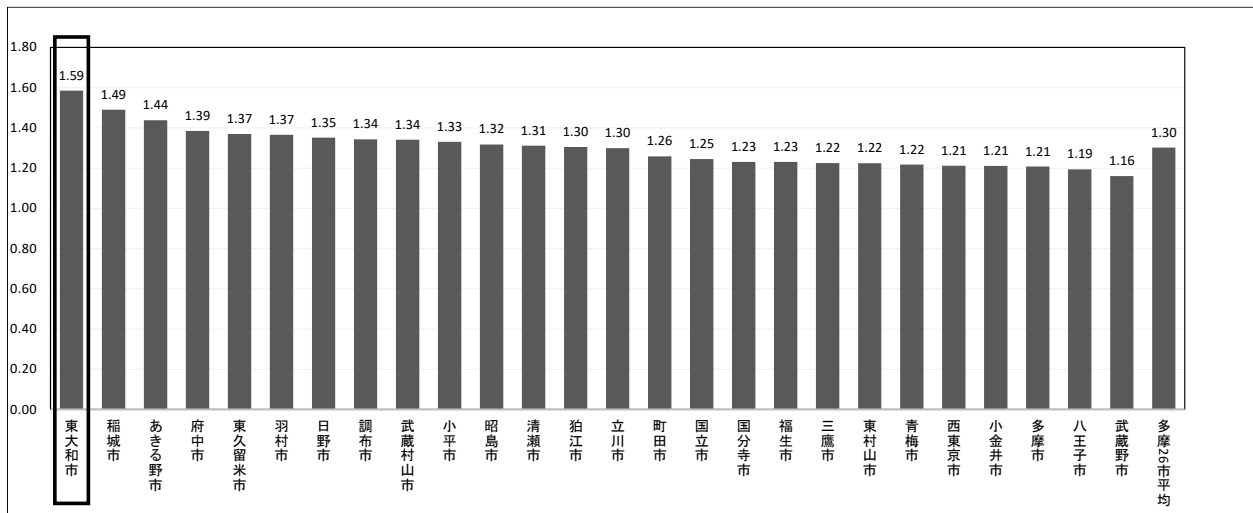
図表 自然増減・社会増減の推移（各年1月1日～12月31日の合計）



出典：住民基本台帳

当市における合計特殊出生率について、平成29年（2017年）は1.59となり、多摩地域26市の中で最も高くなっています。

図表 多摩26市の合計特殊出生率（平成29年）

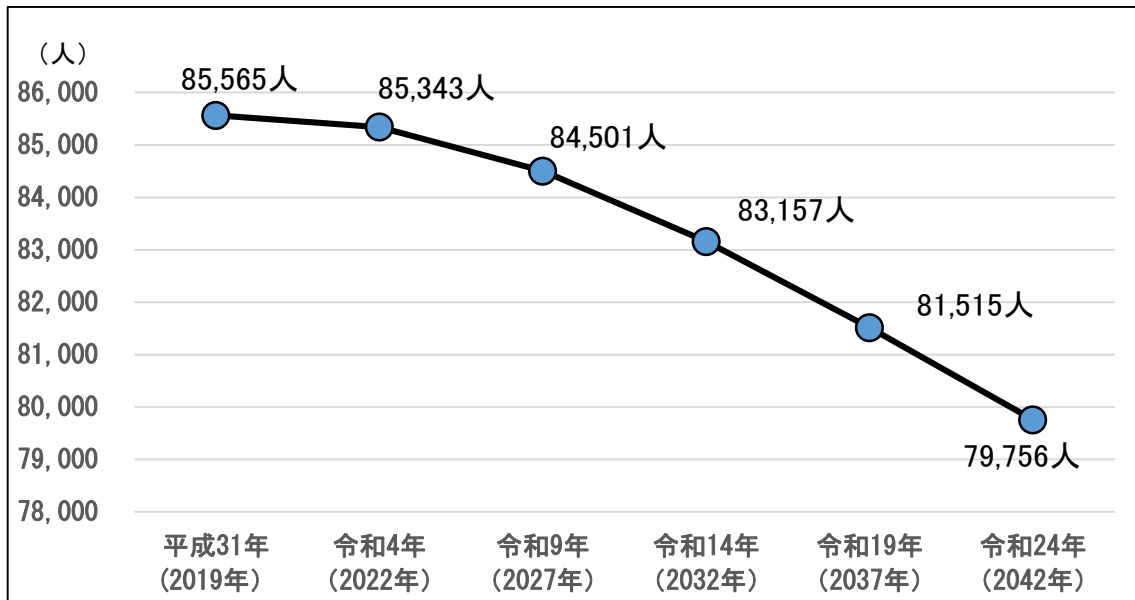


出典：東京都福祉局「東京都福祉局人口動態統計（平成29年1月1日）」

第4節 将来人口の見通し

今後、当市の総人口は長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大して、第三次基本構想の構想期間が終了する令和24年（2042年）には79,756人となる見込みです。

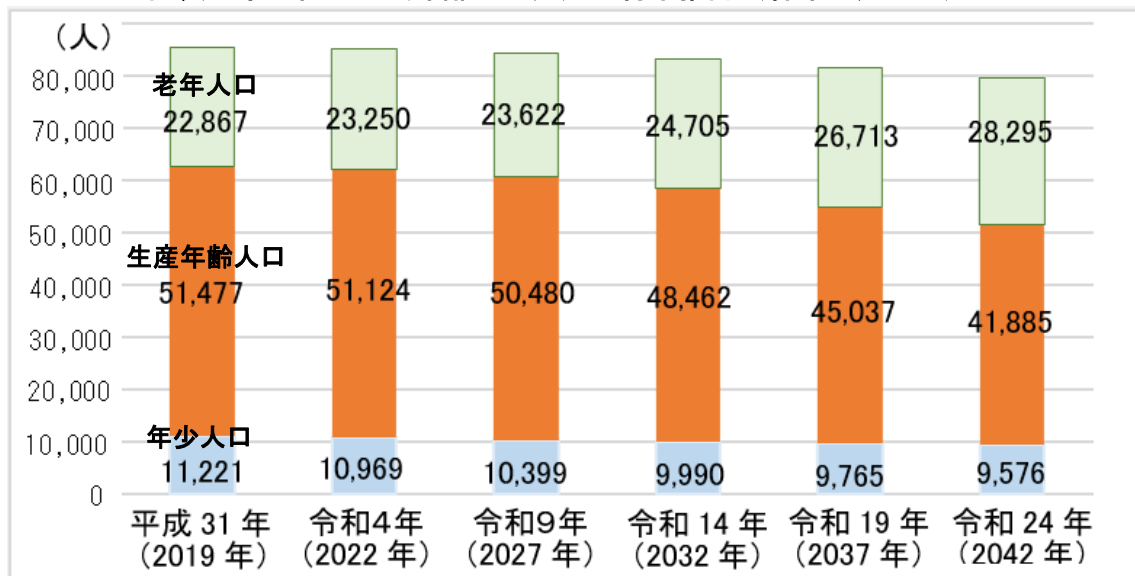
図表 当市の総人口の将来推計（各年1月1日）



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）

年齢区分では、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、人口の年齢構成が大きく変化する見込みです。

図表 市の総人口（年齢3区分）の将来推計（各年1月1日）



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）

第5節 財政収支の見通し

第五次基本計画の施策を推進するにあたっては、市の財政負担が伴うこととなるため、計画期間中の財政収支（歳入及び歳出）の見通しについて、推計を行いました。

1 推計の前提

項目	概要
推計対象期間	令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）まで
前提事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（2018年度）の決算値を基準として、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの一般会計における財政状況を推計しました。 ・令和2年（2020年）7月時点で実施している財政運営の方法（財政調整基金の取扱いを含む。）に基づき、同時点における税財政制度及び料金体系により推計することを原則としました。 ・今後の経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症などの影響は考慮していません。
推計方法の採用順	<p>15ページの項目ごとに、以下の順で推計方法を検討し、最適な方法を採用しました。</p> <p>①平成30年（2018年）に、地方公共団体金融機構（※）の「地方財政に関する調査研究会」が策定した「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」（以下「報告書」という。）において、「推計方法（例）」の「簡易推計」として示されている方法により推計する。</p> <p>②上記に関わらず、「過去（平成21年度から平成30年度まで）の決算値と人口との間で相関関係が確認できた項目」又は「人口との相関が強い項目」については、平成30年度（2018年度）決算を基準として、当該相関関係に基づき推計する。</p> <p>③上記のいずれの方法によっても推計が困難な項目については、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの決算値から、最大値と最小値を除いて算出した平均値で一定とする。</p>
推計に用いた資料	<ul style="list-style-type: none"> ・決算値：総務省市町村別決算状況調（平成21年度から平成30年度まで） ・実績人口：住民基本台帳 ・将来人口：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入のうち、令和元年（2019年）の税制改正に伴う市町村民税（法人分）及び地方消費税交付金への影響については、地方交付税措置により影響がないものとして推計しました。 ・項目の推計結果を集計して、全体の推計結果としました。項目ごとの推計結果と全体の推計結果との整合性は、考慮していません。

※地方公共団体金融機構：地方公共団体金融機構法に基づく地方公共法人

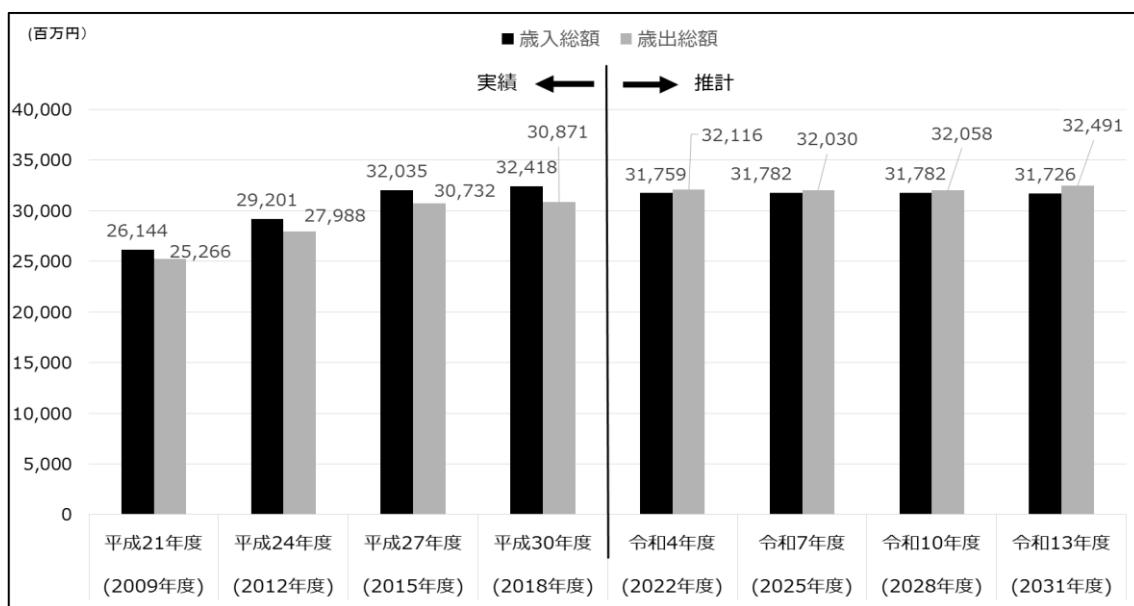
2 推計の結果

平成30年度（2018年度）までの実績値は、歳入総額が歳出総額を上回って推移してきましたが、令和4年度（2022年度）以降の推計値は、いずれの年度においても歳出総額が歳入総額を上回る見込みとなりました。

この主な要因としては、歳出において、建築系公共施設や道路等のインフラ系公共施設について、「東大和市公共施設等総合管理計画」（平成29年2月）に基づく更新費用（毎年度約22億9,000万円）を見込んだため、投資的経費の金額が大きくなったことが挙げられます。

少子高齢化と人口減少の進展に伴い、歳入では市町村民税（個人）の減少、歳出では扶助費の増加が見込まれていることも、歳出総額が歳入総額を上回った理由の一つです。

図表 歳入及び歳出総額の推移と将来推計（グラフ）



出典：第五次基本計画策定に向けた財政状況の推計報告書（令和2年7月）

※以下、次ページまで同じ。

図表 歳入及び歳出総額の推移と将来推計（表）

単位：百万円

実績値	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度
	2009年度	2012年度	2015年度	2018年度
歳入総額	26,144	29,201	32,035	32,418
歳出総額	25,266	27,988	30,732	30,871
歳入総額－歳出総額	878	1,212	1,303	1,547
推計値	令和4年度	令和7年度	令和10年度	令和13年度
	2022年度	2025年度	2028年度	2031年度
歳入総額	31,759	31,782	31,782	31,726
歳出総額	32,116	32,030	32,058	32,491
歳入総額－歳出総額	△ 358	△ 248	△ 276	△ 765

図表 歳入の実績値及び推計値の内訳

項目	実績値←				→推計値				単位：百万円
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	
地方税	12,434	12,104	12,424	12,790	12,692	12,725	12,733	12,687	
地方譲与税	160	148	140	146	146	146	146	146	
地方消費税交付金 等各種交付金	1,343	1,086	2,246	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789	
地方交付税（臨時財政 対策債を含む）	1,808	3,610	3,059	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415	
分担金及び負担金	246	327	374	393	354	354	354	354	
使用料及び手数料	340	287	502	466	454	445	436	427	
国庫支出金、都支出 金	8,202	9,226	9,971	10,676	9,685	9,685	9,685	9,685	
地方債（臨時財政対 策債を除く）	134	613	879	158	639	639	639	639	
その他（財産収入、 寄附金、繰入金、繰 越金、諸収入）	1,477	1,802	2,441	2,585	2,585	2,585	2,585	2,585	
歳入総額	26,144	29,201	32,035	32,418	31,759	31,782	31,782	31,726	

（注）端数処理の関係で、内訳の合計が総額と一致しない年度があります。

図表 歳出の実績値及び推計値の内訳

項目	実績値←				→推計値				単位：百万円
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	
人件費	4,598	9,244	4,407	4,283	4,318	4,318	4,318	4,318	
扶助費	6,935	9,474	10,521	11,193	11,607	11,516	11,506	11,942	
公債費	1,980	1,900	1,533	1,613	1,984	2,088	2,279	2,472	
物件費	3,414	3,606	4,129	4,463	4,026	3,926	3,774	3,578	
維持補修費	105	115	119	112	115	115	115	115	
補助費等	4,210	2,842	3,147	3,170	3,000	3,000	3,000	3,000	
繰出金	2,911	3,396	3,694	3,707	3,450	3,450	3,450	3,450	
投資的経費	650	1,783	2,004	1,003	2,290	2,290	2,290	2,290	
その他（積立金、投 資及び出資金・貸付 金）	462	627	1,178	1,327	1,327	1,327	1,327	1,327	
歳出総額	25,266	27,988	30,732	30,871	32,116	32,030	32,058	32,491	

（注）端数処理の関係で、内訳の合計が総額と一致しない年度があります。

第6節 当市を取り巻く主な社会・経済情勢

1 子ども・子育て

減少する就学前児童数、増加する保育サービス利用児童数

- 当市の就学前児童人口は、平成28年（2016年）をピークに減少傾向となっているのに対し、保育サービスの利用児童数は、増加傾向で推移しています。平成31年（2019年）の保育サービス利用児童数は、平成26年（2014年）と比べて7.5%増加しており、保育サービスに対する需要は高くなっています。
- 首都圏では、保育士確保に向けた自治体間競争が激化しています。このような状況下、当市の保育園では、0～2歳児の保育需要が高まっている一方、保育士の確保が困難さを増しており、平成29年（2017年）を境に、待機児童数は増加傾向で推移しています。

2 高齢者・健康

進展する高齢化と、延伸する健康寿命

- 近年、当市の老年人口（65歳以上）は増え続けており、平成31年（2019年）には、平成26年（2014年）と比べて12.1%増加しています。特に、80歳以上は、約1.4倍になっていることが特徴的といえます。
- 高齢化が急速に進展している中、当市の要介護（要支援）認定者数も増加が続いており、平成29年度（2017年度）の認定者数は、平成24年度（2012年度）と比べて約1.4倍となっています。
- 平成29年（2017年）の当市における健康寿命（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命）は、男性が83.24歳、女性が86.41歳であり、近年、延伸傾向となっています。

3 地域コミュニティ

薄れる地域のつながり

- 当市における自治会の加入世帯数は減少傾向で推移しており、平成30年度（2018年度）には、平成25年度（2013年度）と比べて5.3%減少しています。自治会への加入率も3.7%減の32.4%となり、加入率の減少傾向が続いています。

4 商業・農業

縮小する地域経済

- 当市における卸売業・小売業を合わせた商業の商店数、従業者数及び年間販売額は、減少傾向で推移しています。平成26年（2014年）の事業所数は、平成11年（1999年）と比較して、40.8%減少しています。
- 当市における農業の農家数、農業就業人口も、減少傾向で推移しています。平成27年（2015年）の農家数は、平成12年（2000年）と比較して、28.1%減少しています。

5 防災

首都直下地震の発生確率は30年間で70%

- 平成25年（2013年）に、国の中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループがまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）によれば、過去に発生した地震の発生間隔を考慮すると、今後30年間でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は70%となっています。

6 都市インフラ

進む都市のスポンジ化

- 国土交通省の「平成30年版首都圏白書」によれば、都心から30km以遠の地域では、「都市のスポンジ化」（都市の中で、空き地・空き家等の低未利用の空間が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生すること）が顕在化しつつあり、将来的には居住環境の悪化など、深刻な課題となるおそれが高いとされています。

7 公共施設等

建築後30年以上経過した建物が全体の75%

- 市がサービスを提供する建築系の公共施設では、建築後30年以上経過している建物が全体の75%の床面積を占めており、老朽化が進行しています。また、建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用を合算した総額は、60年間で約1,690億円であり、1年当たりの平均額では約28億円の更新費用が必要となる見込みです。

第3章 第四次基本計画の達成状況等

平成25年（2013年）から令和3年度（2021年度）までを計画期間とする第四次基本計画においては、「主な成果・活動指標」を設定しました。

また、第四次基本計画の計画期間中の毎年度、市民意識調査を実施して、計画で定めた各施策について、市民の満足度等を調査しました。

それぞれの結果をまとめると、以下のとおりとなります。

第1節 第四次基本計画の構成

第四次基本計画は、第二次基本構想で掲げた5つの基本目標の達成に向けて、以下の29施策を定めました。

基本目標	体系	施策
第1章 豊かな人間性と文化を はぐくむまちを築く ために	1-1	第1節 学校教育の充実
	1-2	第2節 生涯学習の充実
	1-3	第3節 青少年の健全育成
	1-4	第4節 市民文化の振興
	1-5	第5節 スポーツ・レクリエーションの推進
第2章 健康であたたかい心の かよいあうまちを築く ために	2-1	第1節 保健・医療の充実
	2-2	第2節 高齢者保健福祉の推進
	2-3	第3節 障害者福祉の推進
	2-4	第4節 児童福祉の推進
	2-5	第5節 社会保障の充実
	2-6	第6節 地域福祉の推進
第3章 暮らしと産業が調和した 活力あるまちを築く ために	3-1	第1節 勤労者福祉の向上
	3-2	第2節 消費生活の充実
	3-3	第3節 都市農業の振興
	3-4	第4節 工業の振興
	3-5	第5節 商業の振興
	3-6	第6節 観光事業の推進
第4章 環境にやさしく安全で 快適なまちを築くため に	4-1	第1節 市街地の整備
	4-2	第2節 良好な住宅環境の形成
	4-3	第3節 都市景観の形成
	4-4	第4節 道路・交通の整備
	4-5	第5節 緑の保全・創出
	4-6	第6節 防災・防犯体制の推進
	4-7	第7節 ごみの減量とリサイクルの推進
	4-8	第8節 環境の保全
第5章 相互の理解と協力を支え られるまちを築くため に	5-1	第1節 人権尊重・男女共同参画社会の確立
	5-2	第2節 ICT(情報通信技術)を活用した豊かな社会の実現
	5-3	第3節 共に支えあう地域社会の確立
	5-4	第4節 地域を越えたパートナーシップの確立

第2節 主な成果・活動指標

1 結果

第四次基本計画では、「施策のめざす姿」にむけて取組が進んでいるかを測定するため、施策ごとに「主な成果・活動指標」を設定しました。計画全体で84指標（第3編「適正な行財政運営の実現」にある10指標は除く。）を設定し、指標ごとに計画の最終年度である令和3年度（2021年度）の目標値を定めました。

この「主な成果・活動指標」について、第四次基本計画の計画期間中の毎年度、達成状況を確認しました。平成25年度（2013年度）以降の達成状況は、以下のとおりです。

図表 主な成果・活動指標の達成状況

基本目標	全体指標数	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	23指標	6指標 (26.1%)	5指標 (21.7%)	7指標 (30.4%)	8指標 (34.8%)	8指標 (34.8%)	6指標 (26.1%)	6.7指標 (29.1%)
第2章 健康であたたかい心のかよいうまちを築くために	26指標	6指標 (23.1%)	5指標 (19.2%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	5.8指標 (22.3%)
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	8指標	0指標 (0.0%)	1指標 (12.5%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	1指標 (12.5%)	1.3指標 (16.3%)
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	17指標	3指標 (17.6%)	3指標 (17.6%)	2指標 (11.8%)	6指標 (35.3%)	5指標 (29.4%)	7指標 (41.2%)	4.3指標 (25.3%)
第5章 相互の理解と協力を支えられるまちを築くために	10指標	3指標 (30.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (10.0%)	1.2指標 (12.0%)
合計（平均）	84指標	18指標 (21.4%)	15指標 (17.9%)	18指標 (21.4%)	23指標 (27.4%)	21指標 (25.0%)	21指標 (25.0%)	19.3指標 (23.0%)

（上段は達成指標数、下段は達成率）

2 結果の概要

（1）年度別

達成状況は平成28年度（2016年度）が最も高くなっており、達成指標数は23指標、達成率は27.4%となっています。平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）の達成状況は、平成28年度（2016年度）と比較して減となっていますが、6年間の通算では、おおむね増加傾向で推移しているといえます。

（2）基本目標別

第1章の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために」の達成率が最も高くなっており、達成率は29.1%、達成指標数は6.7指標となっています。

一方、最も達成率が低いのは、第5章の「相互の理解と協力を支えられるまちを築くために」であり、達成率は12.0%、達成指標数は1.2指標となっています。

第4章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」については、増加の幅が大きく、平成30年度（2018年度）の達成率の41.2%は、平成25年度（2013年度）の達成率の17.6%と比較して、約2.3倍の増となっています。

第3節 市民意識調査

1 結果

第四次基本計画の計画期間中の毎年度、市民意識調査を実施し、第四次基本計画の施策ごとに、「重要度」と「満足度」を調査しました。

この市民の回答について、客観的に評価するため、以下のとおり数値化しました。

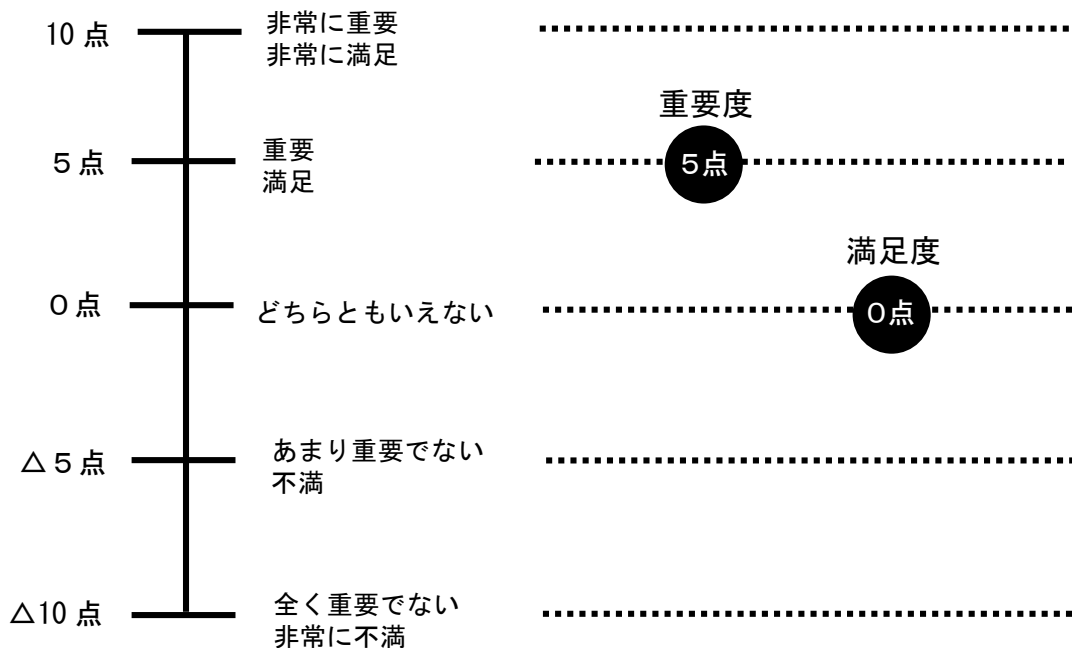
結果については、10点～△10点の範囲となり、正の数値が高いほど市民の評価が高く、負の数値になるほど評価が低いことを表しています。

(例)

該当する選択肢の番号 を丸で囲む	重要度					満足度				
	非常に重要	重要	どちらとも いえない	あまり重要 でない	全く重要で ない	非常に満足	満足	どちらとも いえない	不満	非常に不満
(1) 学校教育の充実 教育内容・方法の充 実、特色ある教育活動 の充実、学習環境の整 備・充実等	1	②	3	4	5	1	2	③	4	5

⇒上記の場合、数値は以下のとおりとなります。

各年度の市民意識調査の全回答者分について、このように数値化し、平均値を算出しました。



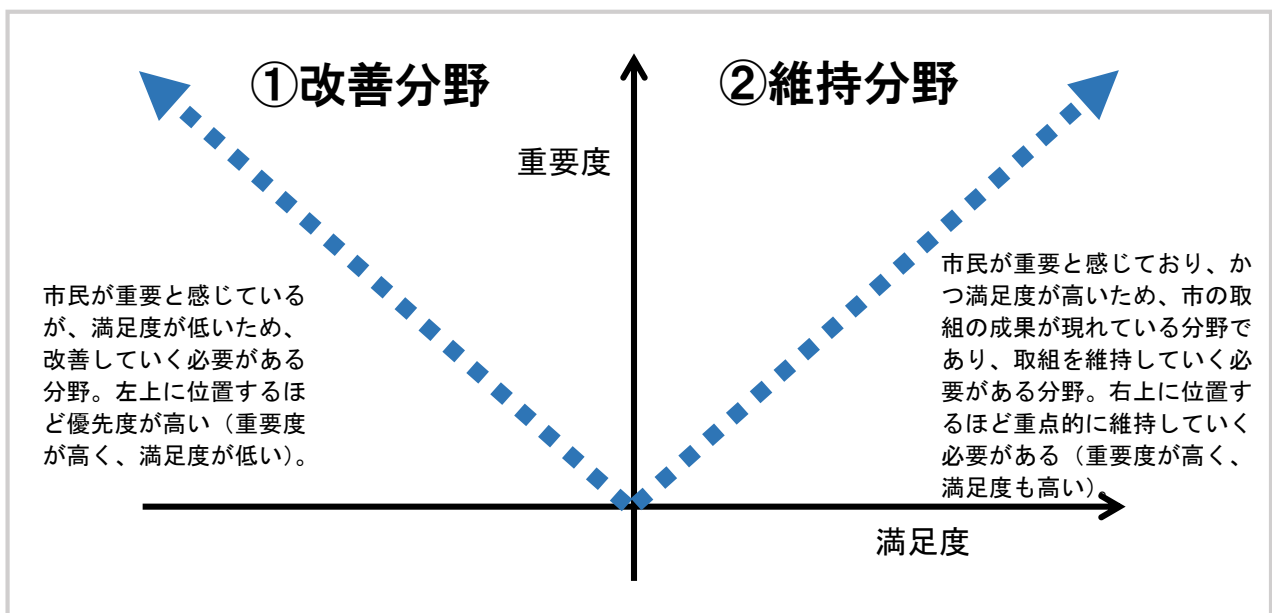
平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）までに実施した市民意識調査の結果を集約すると、以下のとおりとなります。

図表 市民意識調査の結果

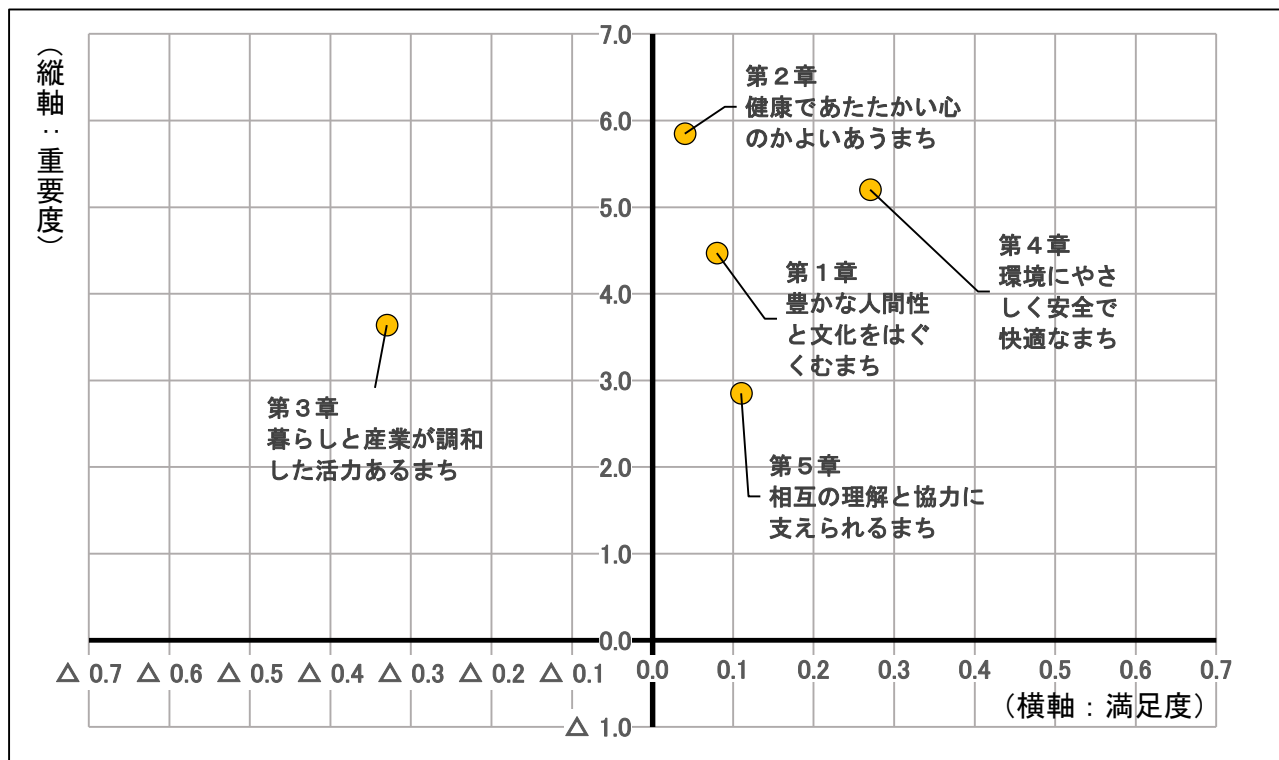
基本目標		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	重要度	4.60点	4.35点	4.48点	4.74点	4.23点	4.45点	4.47点
	満足度	0.04点	0.10点	△0.08点	0.20点	0.14点	0.10点	0.08点
第2章 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために	重要度	5.97点	5.78点	5.77点	6.03点	5.64点	5.94点	5.85点
	満足度	△0.12点	△0.05点	△0.15点	0.18点	0.17点	0.20点	0.04点
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	重要度	3.46点	3.63点	3.61点	3.81点	3.57点	3.78点	3.64点
	満足度	△0.35点	△0.38点	△0.41点	△0.19点	△0.42点	△0.26点	△0.33点
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	重要度	5.27点	4.92点	5.05点	5.38点	5.10点	5.47点	5.20点
	満足度	0.14点	0.27点	0.21点	0.36点	0.22点	0.43点	0.27点
第5章 相互の理解と協力を支えられるまちを築くために	重要度	2.62点	2.89点	2.57点	3.17点	2.75点	3.07点	2.85点
	満足度	0.13点	0.03点	△0.01点	0.21点	0.10点	0.21点	0.11点
基本目標全体の平均	重要度	4.38点	4.31点	4.30点	4.63点	4.26点	4.54点	4.40点
	満足度	△0.03点	0.00点	△0.09点	0.16点	0.04点	0.14点	0.04点

市民意識調査の結果について、重要度と満足度の関係をわかりやすく表示するため、散布図にすると、以下のとおりとなります。散布図では、右上に行くほど、重要度・満足度ともに高くなり、左上に行くほど、重要度は高いが満足度は低くなります。

※ 散布図の見方



図表 市民意識調査の結果（基本目標別・散布図）



2 結果の概要

(1) 年度別

重要度・満足度ともに、平成28年度（2016年度）が最も高くなっており、重要度は4.63点、満足度は0.16点となっています。

なお、6年間を平均すると、重要度は4.40点、満足度は0.04点となり、6年間の通算では、重要度はおおむね横ばい、満足度はおおむね増加傾向で推移しているといえます。

(2) 基本目標別

重要度については、第2章の「健康であたたかい心のかよいうまちを築くために」が5.85点と最も高くなっており、次いで第4章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」が5.20点となっています。

満足度については、第4章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」が0.27点と最も高く、次いで第5章の「相互の理解と協力で支えられるまちを築くために」が0.11点となっています。

なお、第3章の「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」については、他の章と比較して満足度が低く、マイナスとなっています。この第3章には、「勤労者福祉の向上」「消費生活の充実」「都市農業の振興」「工業の振興」「商業の振興」及び「都市農業の振興」の6つの施策が位置付けられていますが、「都市農業の振興」以外は、いずれも満足度はマイナスであり、特に「商業の振興」は $\Delta 0.81$ 点と最も低くなっています。

第4章 まちづくりの主要課題

本編第2章の「第五次基本計画の背景」でまとめられているように、本市を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化と人口減少の進展などによる影響を受けて、大きく変化しています。

第五次基本計画の策定に当たっては、これらの社会・経済情勢に加えて、本編第3章でまとめた「第四次基本計画の達成状況等」も踏まえ、まちづくりの主要課題を以下のとおり整理します。

そして、このまちづくりの主要課題と第五次基本計画で掲げる施策との関連性、施策の方向性についても、あわせて整理します。

まちづくりの主要課題	施策との関連性・方向性
<p>【主要課題1】住宅都市として魅力向上</p> <p>少子高齢化・人口減少の進展によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力あるまちとして持続的な発展ができるよう、豊かな自然環境と都市機能（居住・子育て支援・教育文化・商業など）が融合した良質な生活空間を守り、住宅都市としての価値を高めていく必要があります。</p>	<p>第五次基本計画に掲げる様々な施策と関連性があります。</p> <p>各施策の推進により、市民の暮らしや市の魅力を向上させて、定住人口の増加を目指すことが求められています。</p>
<p>【主要課題2】子ども・子育てへの支援</p> <p>子育て世帯の持続的・安定的な定住に結び付くよう、子育て支援に関するサービスの充実に努める必要があります。また、子どもたちが将来に向かって必要な資質・能力を身に付け、豊かな人生を送ることができるよう、子どもたちの意見や個性が尊重され、学びを実感できる学校教育を推進し、良好な学習環境を整える必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「子育て支援」や「学校教育」などの施策と関連性があります。</p> <p>市ではこれまで、子ども・子育て支援施策を重要な施策として位置付けてきましたが、引き続き待機児童対策や学力向上などに取り組むことが求められています。</p>
<p>【主要課題3】健康づくり・生きがいづくりへの支援</p> <p>誰もが住み慣れた地域で健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりや生涯学習・スポーツ活動を促進する必要があります。また、今後さらに増加すると見込まれる高齢者が、地域のまちづくりを支える担い手として活躍できるよう、就労や社会参加の機会拡大、健康寿命の延伸を図る必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「保健、医療」や「高齢者福祉」などの施策と関連性があります。</p> <p>市民が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしているよう、健康寿命の延伸や介護予防、疾病予防などに取り組むことが求められています。</p>
<p>【主要課題4】安全・安心で快適な暮らしの実現</p> <p>近年、全国的に台風や集中豪雨、地震等の自然災害が発生しており、本市においても自然災害の発生が懸念される中、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、防災や防犯面の機能強化を図る必要があります。また、道路や下水道等の生活基盤施設の適切な維持・管理に努め、市民の日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「防災」、「防犯」、「市街地整備、景観、住宅」、「道路、交通」などの施策と関連性があります。</p> <p>市民の安全・安心で快適な暮らしの実現に向けて、防災・防犯体制の推進や道路・交通の整備、市街地整備などに取り組むことが求められています。</p>

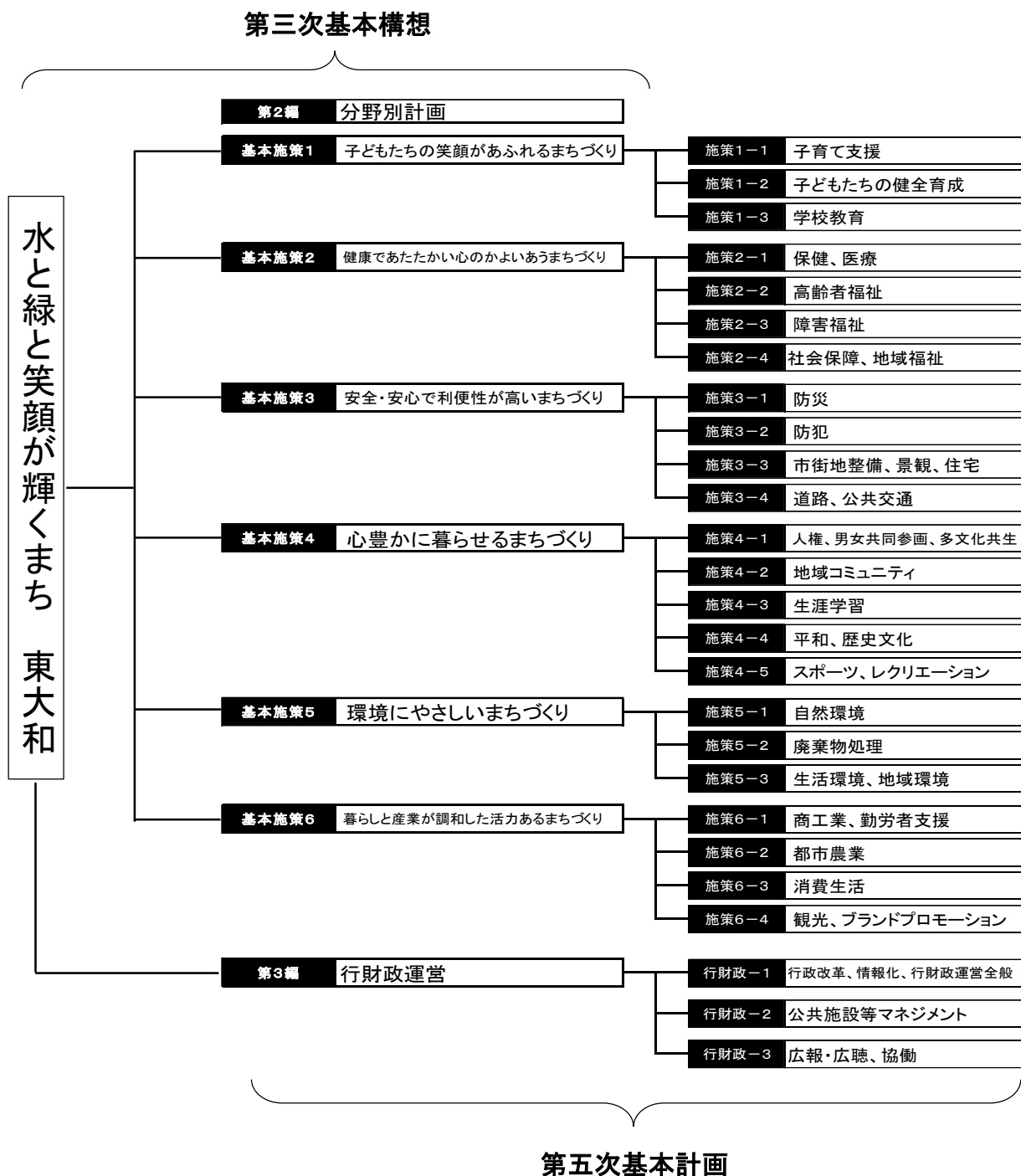
<p>【主要課題5】地域の賑わいの創出</p> <p>地域経済の活力を確保するとともに、市民の雇用機会の確保、安定的な市税確保のためにも重要な地域産業の振興に努める必要があります。また、地域における活気の創出に向けて、社会・経済情勢の変化に対応した市街地整備や、子育て世帯の定住を促すプロモーション戦略を積極的に展開する必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「市街地整備、景観、住宅」、「商工業、勤労者支援」、「観光、ブランド・プロモーション」などの施策と関連性があります。</p> <p>地域の賑わいや活気の創出に向けて、商工業の振興、市街地整備、観光事業の推進、市の魅力発信などに取り組むことが求められています。</p>
<p>【主要課題6】市政運営基盤の確立</p> <p>今後、人口構造の変化の影響を受け、個人や地域が抱える課題がますます多様化・複雑化していくと見込まれる中、より多くの施策分野において、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進する必要があります。また、今後の財政収支の見通しは厳しいことから、財源、職員、施設等の限りある行政の経営資源を無駄なく最適に配分する必要があります。</p>	<p>第五次基本計画で掲げる「行財政運営」に関する施策と関連性があります。</p> <p>市民や事業者と一体となったまちづくりを進めるために、市民などとの協働が求められています。</p> <p>また、今後の財政状況の見通しを踏まえて、行政改革、公共施設等の適正配置や総量の縮減など、適正な行財政運営に取り組むことが求められています。</p>

<第2編 分野別計画>

第三次基本構想では、「まちづくりの目標」として、将来都市像の『水と緑と笑顔輝くまち 東大和』と、将来都市像を実現するための基本目標が6つ定められています。また、「まちづくりの基本目標」を達成するための施策の大綱が、「まちづくりの基本施策」として定められています。

この第2編では、第三次基本構想で定められた「まちづくりの基本施策」に基づいて、施策の体系を構築するとともに、施策ごとに展開方向や指標等を定めて、分野別計画としています。

第1章 施策の体系





この重要施策は、これまでの検討の経過の中で実施してきた各種調査や庁内ヒアリングの結果を踏まえて作成した事務局原案です。
重要施策の検討は、次回以降も継続します。 **資料6**参照

第2章 重要施策

第1節 重要施策の内容

この重要施策は、第三次基本構想で掲げた将来都市像である『水と緑と笑顔輝くまち 東大和』の実現に向けて、限られた財源や人的資源（職員）を最適に活用しながら、重点的・優先的に推進していく施策です。

第三次基本構想においては、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。このことから、人口減少をできる限り抑制するとともに、少子高齢化と人口減少の進展に対応するために必要な施策について、分野横断的に抽出しました。

今後、少子高齢化と人口減少の進展により、市民の日常生活に密着した商業の衰退などによる地域経済の縮小やコミュニティ機能の弱体化を招き、それが地域社会の活力をさらに損なうおそれがあります。また、生産年齢人口の減少により、市の主な歳入である地方税の減少が懸念されており、市の財政状況はより一層厳しくなる見込みです。

このことから、以下の施策について、重点的・優先的に推進するものとします。

1 【重要施策1】子ども・子育て支援施策の推進

これまで、当市では、「日本一子育てしやすいまちづくり」を最も重要な施策と位置付け、子ども・子育て支援施策を推進してきました。今後も、子どもを産み育てたいと願うすべての人たちが、安心して出産し、子育てをすることができるよう、引き続き子ども・子育て支援施策を推進します。また、次代を担う子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、学校教育の質の向上を図ります。

【施策1—1 子育て支援】

- ◆安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- ◆子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり

【施策1—2 子どもの健全育成】

- ◆子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり

【施策1—3 学校教育】

- ◆確かな学力と体力を育む教育の推進
- ◆快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり

2 【重要施策2】健康・高齢者施策の推進

少子高齢化が進展する中であっても、活力あるまちとするためには、市民が地域の中で元気に暮らすことができる環境づくりが必要となります。そこで、高齢者をはじめとする市民が、生涯にわたって健康で幸せな人生を送ることができるよう、健康施策を推進します。また、高齢者の方々が地域社会を支える一員として活躍できるよう、就業や社会参加の機会の拡大を図ります。

【施策2—1 保健・医療】

- ◆市民の自主的・自発的な健康づくりの促進
- ◆病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり

【施策2—2 高齢者福祉】

- ◆高齢者の社会参加や介護予防の促進
- ◆高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり

【施策4—3 生涯学習】

- ◆多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供

【施策4—5 スポーツ・レクリエーション】

- ◆より多くの市民がスポーツを楽しめる機会の提供

3 【重要施策3】賑わいと活力の創出施策の推進

少子高齢化と人口減少の進展による影響を抑え、にぎわいと活力のあるまちとするために、定住人口の増加を目的とした市街地整備について、検討を進めます。また、地域経済の縮小を防止するための産業の振興や、子育て世帯の定住を促進するためのプロモーションなどに取り組みます。

【施策3—3 市街地整備】

- ◆定住人口の増加を目的とした市街地整備の検討

【施策6—1 商工業】

- ◆新規創業者が円滑に創業できる環境づくり

【施策6—4 ブランド・プロモーション】

- ◆市内外に向けた市のイメージや魅力の情報発信

第2節 「重要施策」と施策との関係

この重要施策と、本編第1章で示した施策との関係をまとめると、以下のとおりとなります。

この重要施策は、人口減少をできる限り抑制するとともに、少子高齢化と人口減少の進展に対応するという視点で、各施策の中から重点的・優先的に推進していく施策について、分野横断的に抽出したものです。

		重要施策1 子ども・子育て支援施策の推進	重要施策2 健康・高齢者施策の推進	重要施策3 賑わいと活力の創出施策の推進
第2編 分野別計画				
基本施策1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり				
1-1	子育て支援	●		
1-2	子どもたちの健全育成	●		
1-3	学校教育	●		
基本施策2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり				
2-1	保健、医療		●	
2-2	高齢者福祉		●	
2-3	障害福祉			
2-4	社会保障、地域福祉			
基本施策3 安全・安心で利便性が高いまちづくり				
3-1	防災			
3-2	防犯			
3-3	市街地整備、景観、住宅			●
3-4	道路、公共交通			
基本施策4 心豊かに暮らせるまちづくり				
4-1	人権・男女共同参画・多文化共生			
4-2	地域コミュニティ			
4-3	生涯学習		●	
4-4	平和、歴史文化			
4-5	スポーツ、レクリエーション		●	
基本施策5 環境にやさしいまちづくり				
5-1	自然環境			
5-2	廃棄物処理			
5-3	生活環境、地球環境			
基本施策6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり				
6-1	商工業、勤労者支援			●
6-2	都市農業			
6-3	消費生活			
6-4	観光、ブランド・プロモーション			●
第3編 行財政運営				
行財政-1	行政改革、情報化、行財政運営全般			
行財政-2	公共施設等マネジメント			
行財政-3	広報・広聴、協働			